赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例(案)

(前文)

手話は、手指や身体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする「言語」であり、ろう者が物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な「言語」として、 大切に育まれてきました。

しかし、過去には手話が言語として認められていなかった時期があり、ろう者は必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

平成18年に国連において採択された障害者権利条約、平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、手話は言語として明確に位置づけられたことで、手話を獲得・習得できる環境の整備を行い、誰もが手話を学び、手話で学び、日常生活のあらゆる場面で手話を使える社会の実現が求められています。

赤穂市は、手話が言語であり、手話によるコミュニケーションが基本的人権として保障される必要性を認識し、ろう者及びろう者以外の全ての市民が手話への理解を深め、お互いを理解、尊重し共に支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びにろう 者への理解について基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、 市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての市民がお互いを理解し、安心 して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。
 - 2 手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものとする。
 - 3 ろう者及びろう者以外の者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権 利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に 営むことができるよう必要な配慮を行い、手話の普及及び利用の促進に関する施策を推進 するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推

進する施策に協力するよう努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話等意思疎通手段の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話等意思疎通手段の活用によってろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境を整備するように努める。

(施策の推進方針)

- 第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
 - (1) ろう者に対する理解促進及び手話の普及を図るための施策
 - (2) 手話による情報を取得する機会の拡大のための施策
 - (3) 手話が使いやすい環境整備のための施策
 - (4) 手話通訳者の確保、処遇改善及び養成のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 施策の推進方針は、本市の障がい者福祉長期計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 施策の実施にあたっては、ろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を反映させるため に必要な措置を講ずるものとする。

(学校等における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念に基づき、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取り組みを通じて、手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。